

消費生活トラブル注意報 !!

★簡単に高収入！？ そんなうまい話ありません！

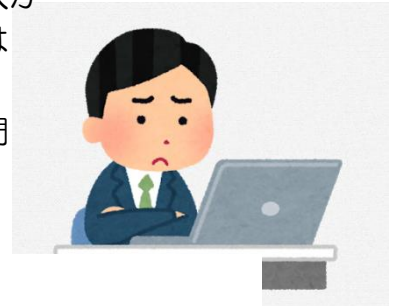
・・・福岡市消費生活センター

(相談事例)

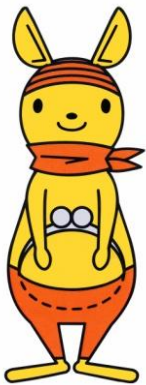
「資格のない未経験者でも、自宅のパソコンを使ってネット上で簡単に高収入！」というネット広告を見て問い合わせた。

すると、「まず、仕事を始めるために30万円の情報商材の購入が必要」と聞いて躊躇したが、「1か月で10万円稼げるので、元は取れる」と言われてクレジットカード払いで購入した。

しかし、購入した情報商材を確認すると、仕事は非常に高い専門スキルを必要とするもので、とても未経験者にできるような内容ではなく、全く稼ぐことができない。
(21歳男性)



(アドバイス)



- ◆情報商材とは、情報の内容自体が商品となっているものであり、主にインターネットの通信販売を通じてPDFファイルのダウンロードや冊子、DVDの送付などの方法により提供されます。
情報の内容は中身を見るまでわからないことが多いため、実際に得られる情報が思っていたものとは異なる場合、トラブルになることがあります。
- ◆「誰でも簡単に稼げる」「必ずもうかる」などといった問題のある表示を安易に信用しないようにしましょう。
- ◆情報商材をクレジットカードで契約した場合でトラブルが生じた際は、直ちにカード会社に連絡し、事情を説明しましょう。
- ◆少しでも不審に思ったら、お住まいの市町村の消費生活センターに相談しましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可)

*「消費者ホットライン」(局番なし) 188 (嫌や!(イヤヤ!))
(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)